4　新千歳空港事務所及び大阪空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
二　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
5・6　（略）
7　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
三～九　（略）
8～20　（略）
21　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（新千歳空港事務所及び那覇空港事務所にあっては二人、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては三人）を先任航空管制技術官とする。
22～29　（略）
（施設運用管理官及び空港施設保全対策官）
第五十七条　（略）
2・3　（略）
4　那覇空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人、東京空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者五人を先任施設運用管理官とする。
5　（略）
（航空管制運航情報官）
第六十二条　（略）
2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。
二　航空機の航行の方法に関すること。
三　（略）
四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。
五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。
六　（略）
3・4　（略）
5　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）

4　新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、大阪空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること。
二　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること。
5・6　（略）
7　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　飛行場管制業務に関すること。
二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。
三～九　（略）
8～20　（略）
21　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所及び那覇空港事務所にあっては二人、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては三人）を先任航空管制技術官とする。
22～29　（略）
（施設運用管理官及び空港施設保全対策官）
第五十七条　（略）
2・3　（略）
4　施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を先任施設運用管理官とする。
5　（略）
（航空管制運航情報官）
第六十二条　（略）
2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空機の運航の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに航空管制官の所掌に属するものを除く。）。
二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
六　（略）
3・4　（略）
5　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）